

脳振盪対応について

ジュニア（20 歳未満）以下の大会要項に下記条項を追加する

選手および指導者は下記事項を遵守すること

1. 大会前 1 ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
2. 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。
(なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること。)
3. 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
4. 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。